

令和 年 月 日

年 組 さん
保護者様

松本市立鎌田小学校長

インフルエンザによる出席停止について

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が、**「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」**となっています。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、**保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。**
※ ご不明な点がございましたら、保健室までお問い合わせください。

治 癒 報 告 書

松本市立鎌田小学校長 様

年 組 番 氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

※発症日(発熱などインフルエンザ様症状)を0日とする。(発症当日、解熱当日は数に含みません。)

発症日0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目登校可
月 日	/	/	/	/	/	/
この期間は出席停止期間になります。登校していた場合は停止期間に含まれませんのでご注意ください。最短でも発症してから5日間は出席停止となります。						※ただし、解熱した後2日経過していなければ登校不可です。解熱した日によって出席停止が延長されますので、確認してください。
解熱日（熱が下がった日）						月 日
医療機関の受診日						月 日
受診した医療機関名						

(例：月曜日に発症した場合で、解熱したのが火曜日であっても、発症から5日を経過しなくては登校できませんので、この場合は土曜日が満了日になります。翌月曜日に登校してください。)

令和 年 月 日

保護者氏名

印